

## 44 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）

略称：小型家電リサイクル法

※施行日は平成 25 年 4 月 1 日。『ISO 環境法クイックガイド 2013』発行後に公布された政省令等により変更のあった箇所ならびに記載の追加を行った箇所は赤字で示した。

<b>法令の目的等</b>	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る
---------------	--

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
定義	小型電子機器等	一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(家電リサイクル法の特定家庭用機器を除く。)で以下に該当し、政令で定めるもの（表 1） 廃棄物となったとき ・効率的な収集運搬が可能 ・再資源化が特に必要で、再資源化にかかる経済性面における制約が著しくない	法 2① 令 1
	使用済小型電子機器等	小型電子機器等のうち、その使用を終了したもの	法 2②
	再資源化	使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること	法 2③
責務	国	主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定める ・再資源化を実施すべき量に関する目標 平成 27 年度までに、1 年当たり 14 万 t、1 人 1 年当りに換算すると約 1kg	法 3 *1
		・必要な資金の確保 ・情報収集、研究開発の推進 ・教育、広報活動	法 4
	市町村	・分別して収集 ・認定事業者への引渡し	法 5
	消費者	分別して排出	法 6
	事業者	分別して排出	法 7
	小売業者	消費者の適正な排出を確保するために協力	法 8
	製造業者	・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減 ・再資源化により得られた物の利用	法 9
認定事業者	再資源化事業計画の認定	使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬、処分（再生を含む）の事業（再資源化事業）を行おうとする者は、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（再資源化事業計画）を作成し、主務大臣の認定を申請できる	法 10①～③ 令 2 則 2～7

		<p>収集・運搬車の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集又は運搬車である旨</li> <li>・認定番号</li> <li>・氏名又は名称</li> </ul>	則 8①
		<p>運搬車輛に書面又は電磁的記録の備え付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定計画に記載された者である旨</li> <li>・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先</li> </ul>	則 8②
再資源化事業計画の変更等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省令の定めにより主務大臣の認定を受ける</li> <li>・軽微な変更は除く</li> </ul>	法 11① 則 9、10
		軽微な変更する場合は主務大臣へ届出（10 日前まで）	法 11② 則 11
		名称、氏名、住所等の変更届出（30 日以内）	法 11③ 則 12
使用済小型電子機器等の引き取りに応ずる義務		区域内の市町村から、分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、使用済小型電子機器等を主務省令で定める理由がある場合を除き引取義務	法 12 則 14
報告		毎年 6 月 31 日までに 3 月 31 日以前の 1 年間の再資源化事業の実施状況の報告書を主務大臣に提出	則 15
認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例		<p>廃棄物処理業者としての見なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法の許可（一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業、処分業）を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施できる</li> <li>・認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法の許可（一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業、処分業）を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる</li> </ul>	法 13①、③
		<p>委託の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対して当該事業者から受託した使用済小型電子機器等の運搬又は処分を委託しようとする者（委託先）の氏名又は名称等を明らかにし、当該委託について当該排出事業者の書面による承諾を受けていること</li> <li>・委託契約は、政令で定める事項を含む書面により行う</li> <li>・委託契約書の保管期間は 5 年（委託契約書は電子ファイルでも可）</li> </ul>	法 13② 令 4 *2

		廃棄物処理業者としての見なしと罰則適用 ・認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、処理基準、帳簿の作成保管、名義貸し禁止等の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす（罰則も適用） ・廃棄物処理法の改善命令の適用を受ける	法 13④～⑦
主な罰則	主務大臣への虚偽報告、立入検査拒否等	30万円以下の罰金 行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科す	法 21

\*1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（H25 経済産業省・環境省告示 1 号）

\*2 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第 4 条に規定する委託の基準に関する省令（H25 環境省令 5 号）

【表 1】小型電子機器等（付属品を含む）（令 1）

No	電気機械器具
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条第 2 号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
6	パーソナルコンピュータ
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
8	プリンターその他の印刷装置
9	ディスプレイその他の表示装置
10	電子書籍端末
11	電動ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条第 3 号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条第 1 号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条第 4 号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

22	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具
26	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具